

重 要 事 項 説 明 書

(指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)

社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会

地域包括支援センター 帯広市社会福祉協議会
帯広市社会福祉協議会 介護予防支援事業所

帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 電話番号 0155-21-3292

重要事項説明書

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント用)

【介護予防支援とは】

利用者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

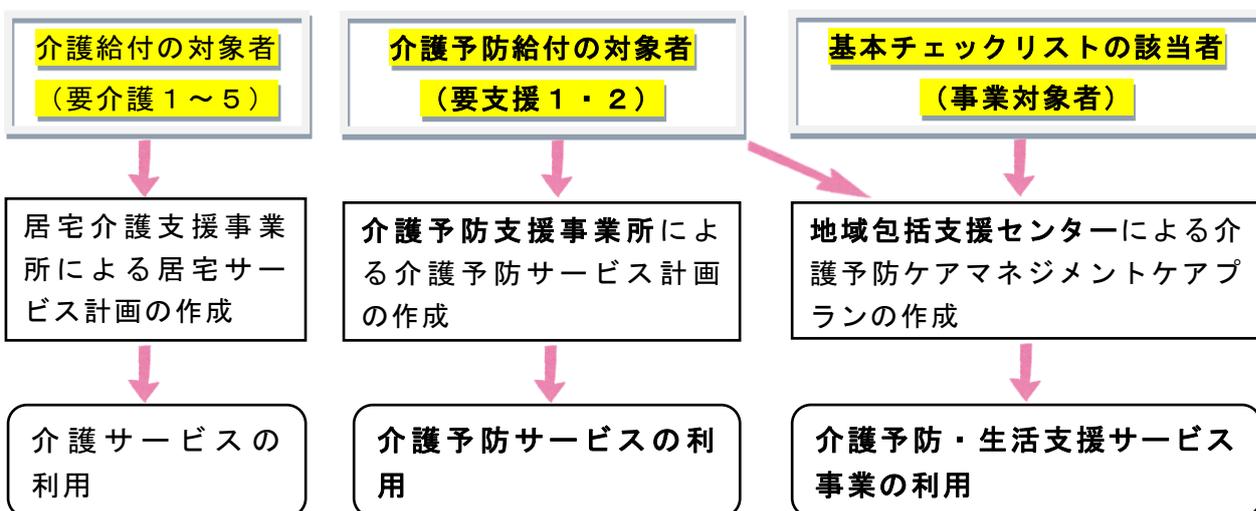
- 利用者の心身の状況やご本人とご家族等の希望をお伺いし、介護予防サービス・支援計画を作成します。
- 利用者の介護予防サービス・支援計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者、ご家族等及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画を変更します。

【介護予防ケアマネジメントとは】

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り遅らせる」ために、利用者自身が地域における自立した日常生活が送れるよう支援するものです。

- 利用者の心身の状況や基本チェックリストの結果、希望するサービス等をお伺いし、利用者の状況に応じて自立支援にむけた計画を作成します。
- 生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを提供するのではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、心身機能の改善、利用者の自立に向けた支援を行います。
- 計画は利用者自らの計画であることを実感でき、設定された目標を共有します。
- 必要に応じて事業者と利用者双方の合意に基づき、計画を変更します。

【利用の流れについて】



1. 法人の概要

運営法人名	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
運営法人所在地	帯広市公園東町3丁目9番地1
電話番号/FAX番号	0155-21-2414/0155-21-2415
代表者氏名	会長 畑中 三岐子
設立年月	昭和42年3月24日

2. 事業者の概要

介護予防支援事業者名	帯広市社会福祉協議会 介護予防支援事業所
指定事業者番号	第0104600044号
介護予防ケアマネジメント事業者名	地域包括支援センター 帯広市社会福祉協議会
事業者の所在地	帯広市公園東町3丁目9番地1
電話番号/FAX番号	0155-21-3292/0155-21-3240
管理者	管理者 米森 洋子
開設年月	平成18年4月1日

3. 事業実施地域

事業実施地域	帯広市が定める日常生活圏域 (西日常生活圏域・川北日常生活圏域)
--------	-------------------------------------

4. 営業日及び営業時間

営業日	土日・祝日及び12月31日～1月3日を除く
受付時間	月～金 8時45分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金 8時45分～17時30分

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	備考
1. 保健師	2名		
2. 主任介護支援専門員	2名		管理者
3. 社会福祉士	5名		
4. 介護支援専門員	3名		

6. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施内容

(1) 利用申込の受付

要支援認定及び基本チェックリストで対象者であることが判明したのち、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼書を帯広市へ提出します。

(2) 利用契約と重要事項の説明

利用者への介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約や重要事項説明等の交付と説明を行います。

(3) 課題分析（アセスメント）の実施

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に実施するための計画（介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントによる計画等（介護予防ケアマネジメントAは「ケアプラン」、介護予防ケアマネジメントCは「ケアマネジメント結果」）の作成のため、訪問し利用者とは面接を通じて行います。

(4) 介護予防サービス計画・ケアプラン原案（ケアマネジメント結果）の作成

目標を設定し利用するサービス内容の選択を行います。

サービスは利用者自身が選択することを基本として、サービスの提供先が特定の事業者に不当に偏ることのないように支援します。

利用者やその家族は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや介護予防サービス計画・ケアプランについて位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(5) 専門的な意見の聴取（サービス担当者会議）の実施

利用者の情報をサービス提供事業者と共有し、利用者の課題、目標、支援の方針等を協議します。

(6) 介護予防サービス計画・ケアプランの交付と説明

サービス担当者会議の内容を踏まえ、利用者及び家族に介護予防サービス計画・ケアプランについて説明し、同意を得ます。

(7) サービス提供の連絡・調整

サービス提供事業者へ介護予防サービス計画・ケアプランを交付します。また、利用者の継続的なアセスメントを含め、実施状況の把握を行い、サービス提供者等との連絡調整を行います。

(8) 実施状況の把握（モニタリング）

ケアプランの実施状況の把握のため、3ヶ月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に大きな変化があった場合、訪問にて実施します。

(9) 評価

介護予防サービス計画・ケアプランの終了月に訪問し、計画等の実施状況を踏まえて目標達成状況を評価し、新たな目標設定、利用サービスの見直し等今後の方針を決定します。

(10) 給付管理業務

介護予防ケアマネジメント費及び介護予防支援に係る明細、請求等と給付管理表を作成し北海道国民健康保険団体連合会へ提出します。

(11) その他

介護予防ケアマネジメントの種類の介護予防ケアマネジメントCでは、⑤⑥⑦⑧⑨は実施しません。

7. 利用料金

(1) サービスの利用料金

介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護保険法に定められた介護予防支援額をいったんお支払いください。介護予防ケアマネジメントは、総合事業費から全額支払われますので、自己負担はありません。

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防支援または介護予防ケアマネジメントに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル未満 200円
- ② 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15キロメートル以上 400円

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う職員

サービス提供時に、担当職員を決定します。

(2) 職員の交替

① 事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとしします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員の指名はできません。

(3) 公平中立性の確保

利用者の意向に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置づける介護予防サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能なことや当該事業所を位置づけた理由を求めることができます。

9. 業務の委託

当事業所では、「4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施内容」で示している業務の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。利用者

の介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントの作成を担当する事業所については、利用者及びその家族との協議のうえ決定します。

10. 秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者及び家族等の情報については、秘密を保持いたします。サービス担当者との連絡調整など正当な理由がある場合には、事前の同意を文章により得た上で、利用者又はその家族等の情報を用いることができるものとします。なお、支援が終了した後も秘密保持は継続します。

11. 苦情の受付について

当事業者に対する相談や苦情を受け付ける窓口を設置しています。

(1) 相談・苦情の受付窓口

苦情受付担当者	管理者 米森 洋子
受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時30分
電話番号/FAX番号	0155-21-3292/0155-21-3240
苦情解決責任者	在宅福祉課長 金井 正樹

(2) 行政機関その他苦情受付機関

帯広市 市民福祉部 福祉支援室 介護高齢福祉課 (介護保険制度・介護サービスに関すること)	所在地	帯広市西5条南7丁目1番地
	電話番号・FAX	代表 0155-24-4111
		直通 0155-65-4152
	FAX 0155-23-0163	
受付時間	午前8時45分～午後5時30分	
帯広市 市民福祉部 地域福祉室 地域福祉課 (事業所の運営に関すること)	所在地	帯広市西5条南7丁目1番地
	電話番号・FAX	代表 0155-24-4111
		直通 0155-65-4113
	FAX 0155-23-0163	
受付時間	午前8時45分～午後5時30分	
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課 苦情処理係	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号・FAX	代表 011-231-5161
		FAX 011-233-2178
受付時間	午前9時00分～午後5時00分	
北海道福祉サービスに関する運営適正化委員会(北海道社会福祉協議会)	所在地	札幌市中央区北2条7丁目 かでの2・7
	電話番号・FAX	代表 011-204-6310
		FAX 011-204-6311
受付時間	午前9時00分～午後4時00分	

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター帯広市社会福祉協議会
(帯広市社会福祉協議会介護予防支援事業所)

説明者 氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

なお、私（利用者および家族）の個人情報については、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等において必要な場合や、在宅における介護サービス、介護予防・生活支援サービス事業の調整のために、必要な医療情報を医療機関、入所施設及び行政機関等から取得及び提供する場合、必要最小限の範囲において使用することに同意します。

利用者 住 所

氏 名 ⑩

代理人 住 所

氏 名 ⑩

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

(1) 記録の管理

利用者に提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、記録を作成しその完了の日から2年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(2) 守秘義務

当事業所は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、利用者に係る他の介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、当事業所は損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の名称	社協の保険
補償の概要	傷害補償及び賠償補償

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

(1) 契約の終了

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定の結果により利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合（事業対象者は除く）
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 当事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

（２）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができますので、その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合
- ③ 事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（３）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. 事故発生時の対応について

当事業所が行う指定介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントサービスにおいて事故が発生した場合、市町村、利用者の家族、主治医等に連絡をするとともに、速やかに事故発生を解明するなど、再発防止のための対策を講じます。

5. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する場合があります。

（１）担当職員に対する研修

虐待を防止するために毎年担当職員に対する研修を計画的に実施する。

(2) 権利擁護委員会の設置

- ① 虐待を防止するため、権利擁護委員会を開催します。
- ② 委員会では、虐待及び身体拘束の防止に向けて、職員倫理綱領及び職員行動指針、ガイドラインを策定し、毎年見直しをします。
- ③ 虐待の防止等の研修会を企画し、実施します。

(3) 虐待防止に関する責任者の選出

虐待防止に関する責任者	管理者 米森 洋子
-------------	-----------

6. 身体拘束の禁止

利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、次の措置を講じます。

- ① 感染症及びまん延防止のための従業者に対する研修の実施
- ② 責任者の配置
- ③ その他、感染症及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

8. ハラスメントに関する取り組み

ハラスメントに対しては、事業者として取り組むべき対策を明確にし、周知に取り組みます。相談、苦情へ対応するための体制を整備するなど労働環境を整えハラスメント対策を強化します。

(1) 職場におけるハラスメントの防止

適切な指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化に必要な措置を講じます。

(2) カスタマーハラスメントの防止

当事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、担当職員の就業環境を害するおそれのある行為について、担当職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。カスタマーハラスメントは、次に掲げる行為を含むものを指します（記載内容は一例）。なお、カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議をし、契約解除する場合があります。

- ① 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
- ② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- ③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- ④ その他、担当職員の就業環境を著しく害する行為

9. 業務継続計画の策定

自然災害や感染症の発生において、利用者に対する介護予防支援の継続的な提供や非常時の早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続を周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。計画は、定期的に見直し必要に応じて変更を行います。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	